

訪問介護サービス料金表

(令和4年10月1日改訂)

1 介護給付サービスによる料金 (重要事項説明書8-(1・2))

下記の表によってサービス内容に応じた料金をあなたからご負担頂きます。

尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。

(法定利用料に基づく金額)

介護給付サービス区分		サービス時間	基本料金	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
身体介護 中心型	身体介護 01	～ 20分未満	1,670円	167円
	身体介護 1	20分 ～ 30分未満	2,500円	250円
	身体介護 2	0.5 ～ 1.0時間未満	3,960円	396円
	身体介護 3	1.0 ～ 1.5時間未満	5,790円	579円
	身体介護 4	1.5 ～ 2.0時間未満	6,630円	663円
	身体介護 5	これ以上30分増すごとに	840円を加算	84円を加算
引き続き生活援助中心型を算定する場合		25分増すごとに	670円を加算	67円を加算
生活援助 中心型		20分未満		
	生活援助 2	20分以上～45分未満	1,830円	183円
	生活援助 3	45分以上	2,250円	225円

2 その他、加算等

初回加算(新規利用時)	(利用者負担額) 200円/1月
緊急時訪問加算	(利用者負担額) 100円/1回

夜間帯加算(午後6時から午後10時)	基本料金に25%を加算
早朝帯加算(午前6時から午前8時)	基本料金に25%を加算
深夜帯加算(午後10時から午前6時)	基本料金に50%を加算

特定事業所加算	(Ⅰ)	基本料金の20%加算
	(Ⅱ)	基本料金の10%加算
	(Ⅲ)	基本料金の10%加算
	(Ⅳ)	基本料金の5%加算

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数に13.7%を加算
	(Ⅱ)	所定単位数に10.0%を加算
	(Ⅲ)	所定単位数に5.5%を加算

特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数に6.3%を加算
	(Ⅱ)	所定単位数に6.2%を加算

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を加算
------------------	---------------

3 減算

減算	事業所と同一敷地内又は、隣接する敷地内の建物に訪問する場合 (当事業所の場合はケアハウスわらび園入居者の方対象)	10%減算
----	---	-------

軽費老人ホーム(ケアハウス)ケアハウスわらび園
介護予防・日常生活支援総合事業サービス料金表
(令和4年10月1日改訂)

1 介護予防訪問サービスの基本利用料 (重要事項説明書8-(1))

下記の表によってサービス内容に応じた料金をあなたからご負担頂きます。
尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。

(法定利用料に基づく金額)

サービス区分	訪問利用回数	基本料金	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
訪問型独自サービスⅠ	週に1回程度	11,760円	1,176円
訪問型独自サービスⅡ	週に2回程度	23,490円	2,349円
訪問型独自サービスⅢ	(Ⅱ)掲げる回数の程度を超える場合	37,270円	3,727円

2 その他 (重要事項説明書8-(2))

① 加算

初回加算	新規利用者にサービス提供責任者が 初回訪問若しくは初回同行した場合	基本料金 2,000円/1月	利用者負担金 200円/1月
介護職員処遇改善加算(1)	所定単位数にサービス別加算率(13.7%)を乗じた単位数を加算致します。		
特定処遇改善加算(1)	所定単位数にサービス別加算率(6.3%)を乗じた単位数を加算致します。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を加算致します。		

② 減算

減算	事業所と同一敷地内又は、隣接する敷地内の建物に訪問する 場合 (当事業所の場合はケアハウスわらび園入居者の方対象)	10%減算
----	---	-------